

番号	意見(平成28年8月30日)	実施状況(平成29年5月現在) 国土交通省	確認事項(平成29年8月25日) (消費者安全調査委員会)
柱書	<p>エレベーターは、多くの方が長期にわたり日常的に利用する機械であり、事故が一たび起こると、人の生命に関わるなどの重篤な被害が生じ得る。エレベーターが「止まる」ための機械機構のうち、最も重要な、ソレノイドの通電を断つばね力で「止まる」状態を維持する仕組みが機能するためには、まず、機械の保全性が確保された設計となっていることのほか、保守管理の手段・手順が適切に設計され、それらの設計に基づいて、システムが適切に製造・運用(保守管理)されることが不可欠である。そして、システムの運用(保守管理)に当たっては、保守管理に必要な情報が得られること、その情報に基づき適切な保守管理が遂行されること、及び人材の質が確保されることが必要である。</p> <p>また、制御安全装置の一つである戸開走行保護装置の設置は、エレベーターの本質安全が100%確保され得ない以上必要不可欠であり、その認識の下、平成21年に改正された建築基準法において、新設のエレベーターについて戸開走行保護装置の設置の義務付けがなされている。しかし、約70万台あると言われる既設のエレベーターについては、法律不遡及の原則により戸開走行保護装置の設置は義務付けられておらず、そのような既設のエレベーターにおいては、未だ戸開走行の危険性が残存している。</p> <p>消費者安全調査委員会は、全てのエレベーターにおいて安全性が確保されなければならないと考える。そのためには、これまでに述べたとおり、設計、製造、運用(保守管理)などのあらゆる段階で、製造業者、保守管理業者、所有者・管理者、行政等、社会全体が関与する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、国土交通省は、エレベーターは建築物の中にあっても機械としての安全を確保すべき設備であるという観点から、以下の点について取り組むべきである。</p>		
NO.1	<p>(1) 保全性を確保した設計の徹底</p> <p>製造業者の責任において、エレベーター自体の設計が、保守管理に関する技術情報及び一定の技術力を持つ保守点検・検査員であれば、適切な保守管理を行うことができるものとなるよう、製造業者の対応を促すなど必要な措置を講ずること。</p>	<p>エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、製造業者による、保守・点検を確実に実行し得る設計について、(一社)日本エレベーター協会に要請している。</p> <p>また、昇降機の適切な維持管理に関する指針(平成28年2月19日)の第一章第4第3項第2号において、製造業者の役割として、「適切な維持管理を行うことができるように、所有者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。」と明示しており、当該指針の解説(平成29年4月1日)の説明会を平成29年5月から平成29年7月に全国10か所で開催することとしている。</p>	<p>「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の解説の説明会の主催者(実施者)及び対象者を御教示ください。独立系保守管理業者の参加割合等、具体的な参加者の参加状況についても併せて御教示ください。また、同様の説明会を継続して開催されるのか等、維持管理指針の普及・周知に関する今後の予定についても御教示下さい。</p>
NO.2	<p>(2) 適切な保守管理の実現</p> <p>① 保守管理に関する情報の伝達についての措置の実施</p> <p>既設のものを含む全てのエレベーターについて、製造業者が、所有者・管理者及び所有者・管理者から委託を受けた保守管理業者に対し、保守点検マニュアルを提供することを製造業者に促すなどし、所有者・管理者及び保守管理業者が確実に最新の情報を入手できるよう、必要な措置を講ずること。</p>	<p>平成21年に、建築基準法施行規則を改正し、保守点検マニュアルを確認申請時に提出することを義務づけたほか、エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、製造業者は、既設のエレベーターを含め、所有者等又は所有者等から当該機種について委託を受けた保守点検業者に対し、保守・点検マニュアル等必要な技術情報を提供することを、(一社)日本エレベーター協会に要請している。</p> <p>また、当該指針の第二章第1第2項において、「所有者は、保守点検業者に保守・点検を委託する場合は、保守点検業者が昇降機の保守・点検を適切に行うことができるよう、製造業者が作成した保守・点検に関する文書等(中略)保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を、保守点検業者に閲覧させ、又は貸与するものとする。」と明示しており、当該指針の解説の説明会を平成29年5月から平成29年7月に全国10か所で開催することとしている。</p>	<p>既設エレベーターについて、製造業者から所有者・管理者及び所有者・管理者から委託を請けた保守管理業者に保守・点検マニュアル等の技術情報が提供されているか、現状を把握されていますか、されていれば詳細を御教示下さい。されていない場合は、今後どのような方法で把握される予定なのかについて御教示下さい。</p>

番号	意見(平成28年8月30日)	実施状況(平成29年5月現在) 国土交通省	確認事項(平成29年8月25日) (消費者安全調査委員会)
NO.3	<p>②情報に基づく保守管理の遂行のための措置の実施</p> <p>・保守点検マニュアルに、対象エレベーターの特徴等を踏まえた点検項目、点検内容及び目安となる点検周期のほか、ブレーキ等安全に関わる装置の構造、調整方法、作業手順、部品の交換基準等、保守管理業者が当該エレベーターの保守点検を適切に行うために必要な内容が、製造業者の責任において定められるよう、製造業者の対応を促すなど、必要な措置を講ずること。</p>	<p>エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、製造業者は、点検項目、点検周期、安全に関する装置の構造、調整方法、交換基準等必要な技術情報を提供すること等を、要請している。</p> <p>また、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の第一章第4第2号において、維持管理に必要な情報提供に関する製造業者の責任について定めている。</p> <p>さらに、「エレベーター保守・点検業務標準仕様書」の表1.1から表1.4において、各種エレベーターの特性等を踏まえた点検項目、点検内容及び点検周期を明示している。</p> <p>当該指針及び仕様書については、平成28年2月19日に公表するとともに、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について(平成28年2月19日付け国住指第3984号)により、(一社)日本エレベーター協会等にも周知している。</p> <p>また、当該指針の解説の説明会を平成29年5月から平成29年7月に全国10か所で開催することとしている。</p>	No.1に同じ。
NO.4	<p>・既設のものを含む全てのエレベーターにおいて、所有者・管理者と保守管理業者の間で具体的な点検周期を定めた上で、保守点検が保守点検マニュアルの中で具体的に定められた点検項目や点検内容に沿って行われるように、国土交通省が平成28年2月19日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」(以下、あわせて「維持管理指針等」という。)の周知・普及等を行うとともに、維持管理指針等の内容がより具体的かつ実務的なものとなるよう、必要な措置を講ずること。</p>	<p>「エレベーター保守・点検業務標準仕様書」の表1.1から表1.4において、各種エレベーターの特性等を踏まえた点検項目、点検内容及び点検周期を明示している。</p> <p>また、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について(平成28年2月19日付け国住指第3984号)により(一社)日本エレベーター協会や、(一社)日本エレベーター協会、(一社)エレベーター保守協会、日本ビルディング協会連合会等にも周知している。</p> <p>また、当該指針の解説の説明会を平成29年5月から平成29年7月に全国10か所で開催することとしている。</p>	(一社)日本エレベーター協会等に参画していない保守管理業者に対する維持管理指針等の周知について、お考えを御教示下さい。
NO.5	<p>・チェックすべきポイントについては写真や実測データ等をもって保守点検結果の報告が行われるよう、維持管理指針等の周知・普及等を行うこと。</p>	<p>国土交通省住宅局建築指導課が編集協力を行い、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターが編集した昇降機の適切な維持管理に関する指針の解説として、実測データ、イラスト、写真等を用いた作業報告書の記載例を明示している。</p> <p>また、当該解説の説明会を平成29年5月から7月にかけて全国10か所で開催していくこととしている。</p>	No.1、No.4に同じ。
NO.6	<p>・維持管理指針等の周知・普及等を行うとともに、それらの内容が具体的かつ実務的なものとなり、保守管理業者によって以下の対応が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>(a) 不具合対応後に作成される作業報告書等には、保守点検員が取得した不具合情報について、写真や実測データ等、不具合の状態が分かるような記録が添付されること。</p> <p>(b) 保守点検員が不具合情報を取得し、何らかの判断をした場合やそれに基づいて修理等の作業を行った際には、その判断理由及び処置内容等を正確かつ詳細に上記の作業報告書等に記録すること。</p>	<p>「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について(平成28年2月19日付け国住指第3984号)により(一社)日本エレベーター協会や、(一社)エレベーター保守協会、日本ビルディング協会連合会等にも周知している。</p> <p>国土交通省住宅局建築指導課が編集協力を行い、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターが編集した昇降機の適切な維持管理に関する指針の解説として、実測データ、イラスト、写真等を用いた作業報告書の記載例を明示している。</p> <p>また、当該解説の説明会を平成29年5月から7月にかけて全国10か所で開催していくこととしている。</p> <p>同上</p>	保守点検結果の報告や、不具合対応後の報告について、維持管理指針等及び解説のなかでは、所有者が自身の責任のもとで保守管理業者にこれらを行わせるとされています。エレベーターについて専門的知識がない所有者は、例えば、作業報告書にどのような内容がどの程度記載されていれば、適切な維持管理と言えるのかの判断が困難な場合が大半であると考えられますが、この点についての考えを御教示下さい。

番号	意見(平成28年8月30日)	実施状況(平成29年5月現在) 国土交通省	確認事項(平成29年8月25日) (消費者安全調査委員会)
	(c)上記の作業報告書等が、保守管理業者から所有者・管理者へ確実に提出されること。	同上	
NO.7	<p>③ 保守点検員の技術力を担保するための措置の実施 ・製造業者や保守管理業者による研修を受講させるような教育制度の整備等により、保守点検員として要求される技術力が担保されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>・エレベーターの仕様や機種に応じて保守点検員が継続的に知識を習得することができるよう、必要な措置を講ずること。</p>	<p>当該指針の別表2「保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項のチェックリスト」において、「教育体制」の項目を設け、保守会社の教育体制を所有者がチェックできるようにしている。 また、エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、製造業者や保守点検業者は、各事業者において、保守点検員として必要とされる技術力が担保されるよう、教育制度の整備、充実を行うことを(一社)日本エレベーター協会等に要請した。</p>	「エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)」による要請の結果、具体的に教育制度の整備や充実が行われたかについて、御教示下さい。特に独立系保守管理業者の状況を御教示下さい。
NO.8	④ 指針等の周知・普及及び改善等の実施 維持管理指針等の周知・普及を図り、一定期間経過後に、維持管理指針等の活用度や、維持管理指針等が所有者・管理者にとって活用しやすいものとなっているかを調査し、必要な改善に努めること。	国土交通省住宅局建築指導課が編集協力を行い、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターが編集した昇降機の適切な維持管理に関する指針の解説の説明会を平成29年5月から平成29年7月に全国10か所で行い、その後も意見、質問等を継続的に受け付ける予定である。	説明会において、維持管理指針等の活用状況について把握する機会があったか、把握した場合にはその状況を御教示下さい。
NO.9	<p>(3)既設のエレベーターに対する戸開走行保護装置の設置の促進 ①既設のエレベーターについて、戸開走行保護装置設置がどの程度進んでいるのかに関し、平成21年の改正建築基準法施行令施行後の進捗状況を把握・分析すること。</p> <p>②上記分析の結果を踏まえた対策に加え、引き続き、設置が容易で確実な装置の開発支援や、所有者の意識の啓発など、戸開走行保護装置の設置の普及促進のための対策を検討・実施すること。</p> <p>③上記所有者の意識の啓発を行うに当たっては、所有者・管理者が、製造業者及び保守管理業者の協力を得て、共に戸開走行保護装置の設置に関する検討を行うよう、製造業者、保守管理業者及び所有者・管理者へ促すこと。</p>	<p>建築基準法第12条3項に基づく定期検査・報告制度によって得られた情報を基に、平成29年3月から7月(予定)にかけて戸開走行保護装置の設置状況を調査中。</p> <p>既設エレベーターの戸開走行保護装置の設置促進については、「戸開走行保護装置の設置促進について」(平成24年4月27日付け国住指第291号)において、既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する必要性や、設置の促進策について通知しているところ。加えて、エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、既設エレベーターに対する戸開走行保護装置の設置がさらに促進されるよう、製造業者及び保守点検業者はそれぞれ、容易にかつ安価に設置可能な戸開走行保護装置の技術開発を促進することを、(一社)日本エレベーター協会、(一社)日本エレベーター保守協会等に要請している。</p>	戸開走行保護装置の設置状況の調査結果及び結果を踏まえた対策(予定)について、具体的に御教示下さい。また、今後も継続的に調査を実施される予定があるのか等、既設のエレベーターに対する戸開走行保護装置の設置の促進に関する施策について、現状におけるお考えを御教示下さい。
NO.10	(4)所有者・管理者への働き掛け 所有者・管理者に対して、維持管理指針等の普及等により、エレベーターの維持保全義務が課されていることを周知するとともに、既設のエレベーターへの戸開走行保護装置の設置に関する意思決定や、保守点検マニュアル及び不具合に関する情報等の取得・保存、これらを確実に保守管理業者に渡すこと、さらには緊急時の通報訓練への参加など、エレベーターの維持管理に主体的に関わることの重要性について啓発すること。	<p>「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について(平成28年2月19日付け国住指第3984号)により(一社)日本エレベーター協会や、(一社)エレベーター保守協会、日本ビルディング協会連合会等にも周知している。 また、エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、保守点検業者は、所有者等に対して、エレベーターが常時適法な状態に維持する責務を有することを説明し、戸開走行保護装置の設置等適切な助言又は提案をすること、維持管理に主体的に関わることにについて啓発及び助言することを、(一社)日本エレベーター協会、(一社)日本エレベーター保守協会に要請している。</p>	<p>①維持管理指針等について、(一社)日本エレベーター協会等による所有者・管理者への周知手段・状況について御教示下さい。</p> <p>②所有者・管理者への働きかけについて、(一社)日本エレベーター協会等に参画していない保守管理業者に対してどのように実施を促すのか、お考えを御教示下さい。</p>

番号	意見(平成28年8月30日)	実施状況(平成29年5月現在) 国土交通省	確認事項(平成29年8月25日) (消費者安全調査委員会)
NO.11	<p>(5)緊急時の初動体制・救助体制確保に向けた取組の促進</p> <p>①製造業者に対して、手動ハンドル等の救助装置について、機器等に直接明示したり、保守点検マニュアルに記載するなどの方法によって、装置に関する情報が、保守点検員に確実に伝達されるように促すこと。</p>	<p>エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、緊急時の体制確保について、事故発生時に必要な機器の操作方法等の対応について、保守・点検マニュアルへの記載又は機器等への直接明示等により、所有者等及び所有者等を通じて保守点検員に確実に伝達を図ることを(一社)日本エレベーター協会、(一社)日本エレベータ保守協会等に要請した。</p>	
	<p>②保守管理業者に対して、通報受信時の確認項目及び初動体制・救助体制等を定めた社内マニュアルの整備並びに通報訓練等の実施を促すこと。</p>	<p>同上。</p>	<p>(一社)日本エレベーター協会等に参画していない保守管理業者に対しては、どのように社内マニュアルの整備及び通報訓練等の実施を促すのか、お考えを御教示下さい。</p>
NO.12	<p>③所有者・管理者に対して、通報受信時の確認項目を定めたマニュアル等の整備及び通報訓練等の実施を促すこと。</p>	<p>エレベーターの安全確保の徹底について(平成28年9月1日付け国住指第1933号)により、緊急時の体制確保について、保守点検業者は、所有者等に対して、事故発生時の確認項目を定めたマニュアル等の整備及び通報訓練等の支援を行うことを(一社)日本エレベーター協会、(一社)日本エレベータ保守協会、日本ビルディング協会連合会等に要請した。</p> <p>また、昇降機の適切な維持管理に関する指針の解説第2編第二章第3において、「緊急時対応マニュアルを整備し、通報訓練等を実施することが望まれます」と明記しており、当該指針の解説の説明会を平成29年5月から平成29年7月に全国10か所で開催することとしている。</p>	<p>(一社)日本エレベーター協会等に参画していない保守管理業者に対しては、どのように所有者・管理者への支援を促すのか、お考えを御教示下さい。</p>